

平成30年度

三重県私費医療・看護系外国人学生 奨学金募集案内

三重県では、県内の大学・看護学校等で医師・看護師・准看護師を目指す優秀な外国人学生に奨学金を給付し、将来にわたって県内の医療現場で活躍し、本県の国際化に資する人材を育成します。

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例（※）に基づき、三重県内の大学・看護学校等で医師・看護師・准看護師を目指す定住外国人の学生に対して奨学金を支給し、本県の外国語での医療・看護サービスの充実に寄与する人材の育成に貢献することを目的とします。

※この条例は、三重県の国際化に貢献する人材および世界を舞台に幅広く活躍する人材を育成するために平成12年に制定されています。

主催 三重県

事業委託先 公益財団法人三重県国際交流財団

【奨学金の金額等】

給付額	<p>看護師・准看護師を目指す外国人学生 在籍する県内の大学（医学部または看護学部）、看護専門学校、高等学校（衛生看護科または衛生看護専攻科）、准看護学校の年間授業料等（入学金※1・実習費を含む）相当額（※2）。ただし60万円を上限とします。 なお授業料の減免を受ける場合は、減免後の額を基に決定します。</p> <p>医師を目指す外国人学生 在籍する県内の大学医学部医学科の年間授業料等（入学金※1・実習費を含む）相当額（※2）。ただし60万円を上限とします。 なお授業料の減免を受ける場合は、減免後の額を基に決定します。</p>
給付期間	最短修了年限の範囲内で継続給付が可能。三重県の会計年度を超えて継続を希望する場合は、会計年度ごとに交付申請が必要です。
給付方法	授業料等の支払証明書が提出され、奨学金額を認定後、平成30年4月分からの奨学金を、奨学生名義の口座に給付します。
給付人員	3名以内

※1 応募年度に入学した場合は入学金も対象となりますが、平成29年度以前に入学した場合は、入学金については対象となりません。

※2 三重県の会計年度である4月1日から翌3月31日までの授業料等を基に決定した金額。

【応募資格】

奨学金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する方です。

- (1) 本奨学金の目的を理解し、在学中および卒業後も本県の発展のために貢献する義務を果たすことができる方。
- (2) 県内の大学・看護学校等で医師・看護師・准看護師を目指す方で、平成30年4月1日現在
 - ① 外国籍の方で、次のいずれかの条件を満たす方。
 - ア. 出入国管理及び難民認定法別表第2に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を有し、1年以上継続して三重県に住所を有する方。
 - イ. 「ア」の子等で、出入国管理及び難民認定法別表第2に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を有する方。
 - ウ. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の「特別永住者」の在留資格を有し、1年以上継続して三重県に住所を有する方。
 - エ. 「ウ」の子等で出入国管理及び難民認定法別表第2に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格、または日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の「特別永住者」の在留資格を有する方。
 - ② 三重県内の市町に住居地の届出をしている方。
- (3) 平成30年4月1日現在、40歳未満であること。
- (4) 三重県内の医師・看護師養成機関等の正規課程に在籍し、医師・看護師・准看護師のいずれかの免許の取得が見込まれること。
- (5) 日本語以外に、次のいずれかの言語が堪能であること。

ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、英語、韓国語(朝鮮語)、ベトナム語
- (6) 学業終了後、三重県内の医療機関において、奨学金の受給年数に1年を加えた期間以上勤務する意思があること。

- (7) 平成30年4月1日現在、他機関および在籍する大学等から給付される奨学金(*)を受けていないこと。
 もしくは授業料の全額免除を受けていないこと。ただし、貸与される奨学金は可。
 *優秀な成績を修めている者に対しての授業料の減額に相当する奨学金は除く。
- (8) 本奨学金を過去に受給したことがないこと。
- (9) 企業または官公庁等の派遣によるものでないこと。

【応募方法】

全て黒色のボールペンまたはペンで記入してください(鉛筆書き不可)。

次の書類各1通を提出してください。

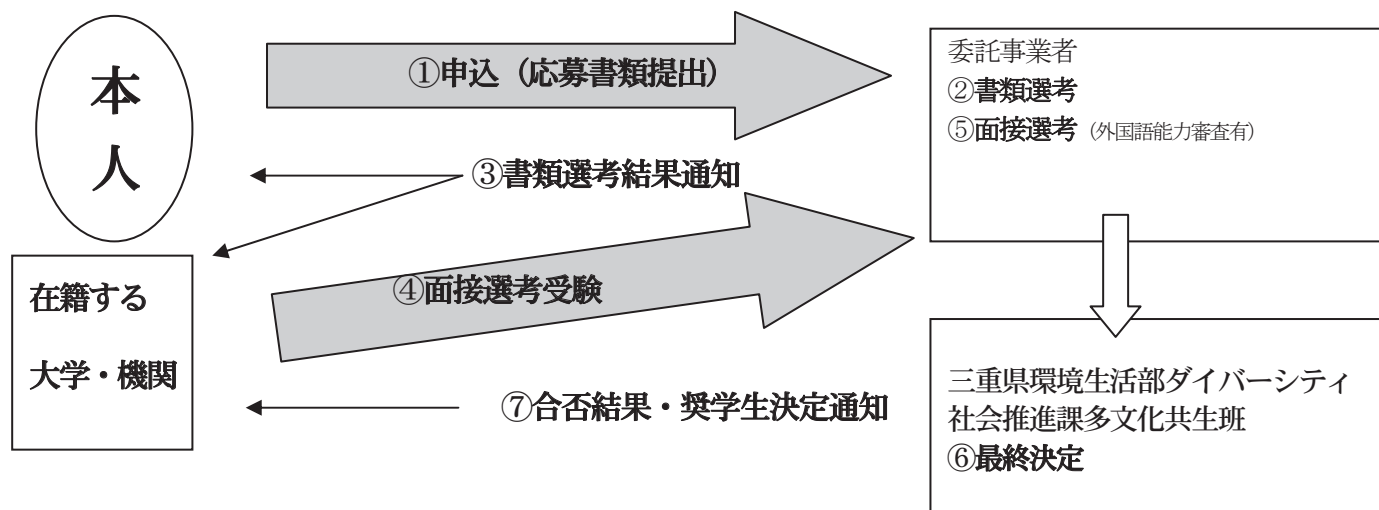
提出書類

- ① 三重県私費医療・看護系外国人学生奨学金給付申込書(様式1)
- ② 履歴書(様式2)
- ③ 在籍する大学等の在籍証明書または合格証明書
- ④ 在籍する大学等の長の推薦書(進学予定の者は出身学校長の推薦書)
- ⑤ 最終学歴または在籍中の大学等の成績証明書(取得単位数および評価が、数字またはアルファベット等で表記されているもの。1学年分以上のもの。)
- ⑥ 在留カードまたは特別永住者証明書の写し
- ⑦ 日本語による小論文(様式3-1、3-2)

(注1) この他選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

(注2) 応募書類は、原則として返却しませんのでご了承ください。

【申込から決定まで】



*奨学金の給付決定にかかる事務のうち、奨学金の応募受付から選考までは委託先事業者が行い、給付の決定および支給については、三重県が行います。

【書類提出先】

平成30年3月31日までの提出先:

(公財) 三重県国際交流財団 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階

平成30年4月1日以降の申込み・問い合わせ先については、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班へご確認ください。

【応募受付期間】

平成30年3月5日（月）～平成30年4月20日（金）（郵送可。平成30年4月20日午後5時必着）

【選考】

- (1) 書類選考
書類選考の結果は、応募者全員および、在籍する大学等に6月上旬頃に通知します。
- (2) 面接選考（外国語能力の審査あり）
書類選考に合格した者に対して平成30年7月8日（日）に実施します。詳細については、書類選考の結果とともに該当者に通知します。
※面接選考の中で、外国語能力の審査を行います。
※指定した日に面接を受けなかった場合は、理由の如何にかかわらず辞退したものとみなします。
- (3) 最終決定
最終審査結果は8月上旬頃に三重県から本人および、在籍する大学等へ通知します。

【奨学金受給の際の義務】

- (1) 奨学金の受給年数に1年を加えた期間、三重県内の医療機関（病院・診療所等）で勤務していただきます。
（例：3年間奨学金を受給した場合、4年間の勤務が義務づけられます）
- (2) 医師・看護師・准看護師のいずれかの免許を取得し、医療機関に就職する際、その医療機関名を三重県に届け出てください。
- (3) 退学、停学その他の処分を受けたとき、転学、休学、長期にわたる欠席、在籍のまま他の大学等に留学するとき、在留資格に変更があったとき、氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、三重県に届出書を提出してください。
- (4) 学習状況について定期的に報告をしていただきます。

【三重県私費医療・看護系外国人学生奨学金奨学生としての活動】

- (1) 三重県に貢献していただくため、三重県私費医療・看護系外国人学生奨学金奨学生名簿への登録および情報の更新についてご協力をお願いします。
- (2) 三重県等主催の事業への参加（年2～3回）を求めることがあります。
- (3) 通訳・翻訳などの活動に協力をお願いする場合があります。

【奨学金給付の停止および返還】

申請時の応募資格を喪失したとき、申請書等提出書類の記載事項に虚偽があったとき、在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき、休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき、あるいは卒業見込みがないと判断されたときは、奨学金給付を停止し、または給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課多文化共生班	公益財団法人三重県国際交流財団
TEL 059-222-5974 FAX 059-222-5984 HP: http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/ E-mail: tabunka@pref.mie.jp	TEL 059-223-5006 FAX 059-223-5007 HP : http://www.mief.or.jp E-mail: mief@mief.or.jp
住所 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階	

*平成30年4月1日以降の申込み・問い合わせ先については、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班へご確認ください。